

# 課程博士の学位授与に関する申し合わせ

(2014年4月1日施行)

## 1. 趣旨

立命館大学学位規程第18条第1項に定める課程博士の学位授与に関し、以下のとおり申し合わせる。

## 2. 課程博士の授与方針

博士学位は、専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

## 3. 課程博士学位の授与申請資格および時期

- (1) 課程博士学位の授与申請を行うことのできる者は、大学院学則に定める履修要件を満たした者または満たす見込みがある者で、博士課程後期課程3回生以上、一貫制博士課程5回生以上または4年制博士課程4回生以上に在学する者とする。ただし、優れた研究業績を上げた者の早期修了に関わる授与申請については、研究科の判断に基づき行うことができる。

この取扱いは2010年度からすべての大学院生に対し適用する。

- (2) 当該学期内に授与できる課程博士学位の授与申請は、以下の期日までに行う。

- 1) 3月31日修了を希望する者は、当該年度の12月末までの研究科が定める期日とする。この期日は、研究科の判断で複数回設けることができる。
- 2) 9月25日修了を希望する者は、当該年度の6月末までの研究科が定める期日とする。この期日は、研究科の判断で複数回設けることができる。
- 3) 1) および2) の期日については、履修要項等で大学院生に事前に明示する。
- 4) この取扱いは2010年度からすべての大学院生に対し適用する。ただし、2009年度以前入学者および2011年度以前3年次転入学者においては、1) 2) の期日は原則とし、当該学期末までの研究科が定める日までに授与申請を行うことを認める。

- (3) 各研究科が(2)にもとづき定めた期日の翌日から当該学期末までに課程博士学位の授与を申請した者は、次学期も引き続き在学し、その学期内で課程博士学位授与の審査を行う。この場合の修了日は、課程博士学位の授与を申請した学期の次学期末とし、申請した学期の次学期が標準修業年限を超える学期となる場合の学費は「課程博士学位審査のための特別在学料」とする。

この取扱いは以下の者に対し適用する。

- 1) 2010年度以降の1年次入学者および2012年度以降の3年次転入学者。
- 2) 2009年度以前の入学者または転入学者のうち日本国外の国籍を有する者であって、本特別在学料の適用を希望する者。

#### 4. 標準修業年限を超えた者の在学期間延長

- (1) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に標準修業年限以上在学した者が、標準修業年限を超えて在学延長を希望する場合は、「博士論文執筆状況報告書および今後の計画書」を所属研究科長に提出しなければならない。ただし、3(3)に定める「課程博士学位審査のための特別在学料」の適用者については、これを免除する。

この取扱いは2011年度から在学延長を希望するすべての大学院生に対し適用する。

- (2) (1)に定める者は、「博士論文執筆状況報告書および今後の計画書」を、研究指導教員の所見を得たうえで、2月末または8月末までに、所属研究科長に提出しなければならない。研究科は、これを適切な指導および援助を組織的に行うために活用する。

この取扱いは2011年度から在学延長を希望するすべての大学院生に対し適用する。

#### 5. 標準修業年限を超えた者の休学

博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において標準修業年限を超えた者が休学を願い出たときは、研究科委員会、研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）が妥当な理由と判断した場合は、休学を認めることができる。この場合、休学期間は在学期間に算入しない。

この取扱いは2010年度からすべての大学院生に対し適用する。

#### 6. 満期退学

- (1) 満期退学とは、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に標準修業年限以上在学し、大学院学則に定める履修要件を満たした者が博士学位を取得せずに退学することを指す。

- (2) 満期退学日は、前期については9月25日、後期については3月31日とする。

この取扱いは2010年度からすべての大学院生に対し適用する。

#### 7. 再入学

博士課程後期課程、または一貫制博士課程または4年制博士課程に標準修業年限以上在学し、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために再入学を志願するときは、再入学願に「博士論文執筆状況報告書および今後の計画書」を添えて所属研究科長に願い出なければならない。

この取扱いは2011年度の再入学者から適用する。

#### 8. 博士学位審査の公開性

- (1) 博士学位論文の審査期間中、審査対象論文を縦覧に供する。
- (2) 博士学位論文の審査期間中に公聴会を開催する。公聴会は公開する。

#### 9. 課程博士の授与年限

- (1) 課程博士は、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程の在学期間内に授与する。

この取扱いは2010年度1回生入学者および2012年度3年次転入学者から適用する。

- (2)「満期退学後、6ヵ月以内に論文審査に合格した場合は、課程博士とする。」という申し合わせは廃止する。

この取扱いは、2010年度1回生入学者および2012年度3回生転入学者から適用する。

## 10. 課程博士の学位授与日

- (1) 課程博士の学位授与日は、前期においては9月25日、後期においては3月31日とする。

この取扱いは2010年度からすべての大学院生に対し適用する。

- (2)「満期退学後、6ヵ月以内に論文審査に合格した場合の学位授与日付は、満期退学の日付とする。」という申し合わせは廃止する。

この取扱いは、2010年度1回生入学者および2012年度3年次転入学者から適用する。

## 11. 削除

## 12. 改廃

この申し合わせの改廃は、大学院学位委員会が行う。

附則 (2010年3月4日 「文・社系研究科における課程博士の学位授与に関する申し合わせ」の廃止にともなう新たな申し合わせの制定)

この申し合わせは、2010年4月1日から施行する。ただし、適用については、個別条項に示すとおりとする。

この申し合わせの施行にともない、「文・社系研究科における課程博士の学位授与に関する申し合わせ」を2010年3月31日に廃止する。

附則 (2011年12月9日 総合理工学院の解消にともなう一部改正)

この申し合わせは、2012年4月1日から施行する。

附則 (2012年3月2日 日本国以外の国籍を有する者への特別在学料の適用および改廃会議体の変更にともなう一部改正)

この申し合わせは、2012年4月1日から施行する。

附則 (2014年7月18日 薬学研究科薬学専攻設置および学位規程の一部改正に伴う一部改正)

この申し合わせは、2014年7月18日から施行し、2014年4月1日から適用する。